

瀬戸内海国立公園

(岡山県地域)

指 定 書

(公園区域の変更)

目 次

1 変更理由	-----	3
2 変更する区域	-----	4
3 変更後の公園区域	-----	35

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、わが国最初の国立公園の一つとして、昭和9年(1934)に備讃瀬戸を中心に指定された。その後、数回にわたる公園区域の拡張により、現在、紀淡、鳴門、関門、豊予の4つの海峡で囲まれた瀬戸内海のほぼ全域を占めるに至り、関係する府県も大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及んでいる。

岡山県地域は、瀬戸内海に面する展望の優れた鷺羽山、王子が岳、金甲山、夕立受山、御嶽山などの標高200m～400m程度の丘陵と、備讃瀬戸に代表される内海に浮かぶ多数の島しょ並びに海域から構成される。瀬戸内海国立公園の景観の特徴は、静かな海面の内海多島海景観と入り江に点在する漁村集落や段々畑などの人文景観との調和にあるが、当該地はその代表的な景観の楽しめる地域である。

当該地域は、昭和9年3月16日に、備讃瀬戸などが指定された後、昭和25年5月18日に日生諸島などを、昭和31年5月1日に貝殻山、金甲山地域を編入し、ほぼ現在の区域が定まった。平成元年7月12日に公園区域及び公園計画の全般的見直し(再検討)を行っている。

今回の変更は、再検討後14年が経過しており、社会的条件などが大きく変化している中で、島しょ部の拡張や海域普通地域内での埋立により陸地化した部分の明確化を図るなどを中心に第1回点検を行うものである。

2 変更する区域

瀬戸内海国立公園（岡山県地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表1：公園区域変更表）

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	岡山県玉野市番田鉾島の全部
2	拡張	岡山県玉野市胸上坊子島の全部
3	拡張	岡山県備前市鶴海住吉島の全部
4	削除	岡山県岡山市久々井の（旧）地先海面の一部
5	削除	岡山県岡山市宝伝の（旧）地先海面の一部
6	削除	岡山県倉敷市児島田の口の（旧）地先海面の一部
7	削除	岡山県倉敷市児島小川町の（旧）地先海面の一部
8	削除	岡山県倉敷市大島 of （旧）地先海面の一部
9	削除	岡山県倉敷市玉島乙島の（旧）地先海面の一部
10	削除	岡山県玉野市田井五丁目の（旧）地先海面の一部
11	削除	岡山県玉野市向日比二丁目の（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>海岸線に突き出た島で、クロマツ等の樹木がある他、特に陸域を結ぶ砂州には海浜植物のハマゴウが群生するなど豊かな自然を有している。当該地域は利用拠点である貝殻山から眺望する多島海景観を構成する島々であり、公園区域に編入し保護を図るものである。</p>	<p>1 (私 1)</p>
<p>海岸線沖に浮かぶ小島で、クロマツ等の自然植生を有する。利用拠点である貝殻山から眺望する多島海景観を構成する島々であり、公園区域に編入して保護を図るものである。</p>	<p>0 (私 0.28)</p>
<p>岡山県天然記念物に指定されているウバメガシが優占する小島で、利用拠点である夕立受山からの眺望ポイントとなっている。湾内に浮かぶ養殖筏と一体になった風景は、当該地域における重要な景観を呈しているため、公園区域に編入し保護を図るものである。</p>	<p>0 (私 0.4)</p>
<p>現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。</p>	<p>海域 △1 (公 1)</p>
<p>現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。</p>	<p>海域 △1 (公 1)</p>
<p>現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。</p>	<p>海域 △1 (公 1)</p>
<p>現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。</p>	<p>海域 △6 (公 6)</p>
<p>現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。。</p>	<p>海域 △3 (公 3)</p>
<p>現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。。</p>	<p>海域 △13 (公 13)</p>
<p>現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。</p>	<p>海域 △6 (公 6)</p>
<p>現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。</p>	<p>海域 △5 (公 5)</p>

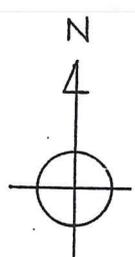
番号	区分	変更部分の区域
12	削除	岡山県玉野市築港一丁目の(旧)地先海面の一部
13	削除	岡山県笠岡市神島の(旧)地先海面の一部
14	削除	岡山県笠岡市北木島町字根淵の(旧)地先海面の一部
15	削除	岡山県笠岡市真鍋島の(旧)地先海面の一部
16	削除	岡山県備前市穂浪の(旧)地先海面の一部
17	削除	岡山県邑久郡牛窓町の(旧)地先海面の一部
18	削除	岡山県浅口郡寄島町の(旧)地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。	海域 △4 (公 4)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。	海域 △1 (公 1)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。	海域 △1 (公 1)
現行、公園区域である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。	海域 △2 (公 2)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。	海域 △1 (公 1)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。	海域 △1 (公 1)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るものである。	海域 △2 (公 2)
変 更 部 分 面 積 計	1 (私 1)
変 更 前 公 園 面 積	4,962 (国 918) (公 613) (私 3,431)
変 更 後 公 園 面 積	4,963 (国 918) (公 613) (私 3,432)

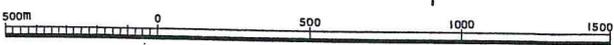
瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更位置図



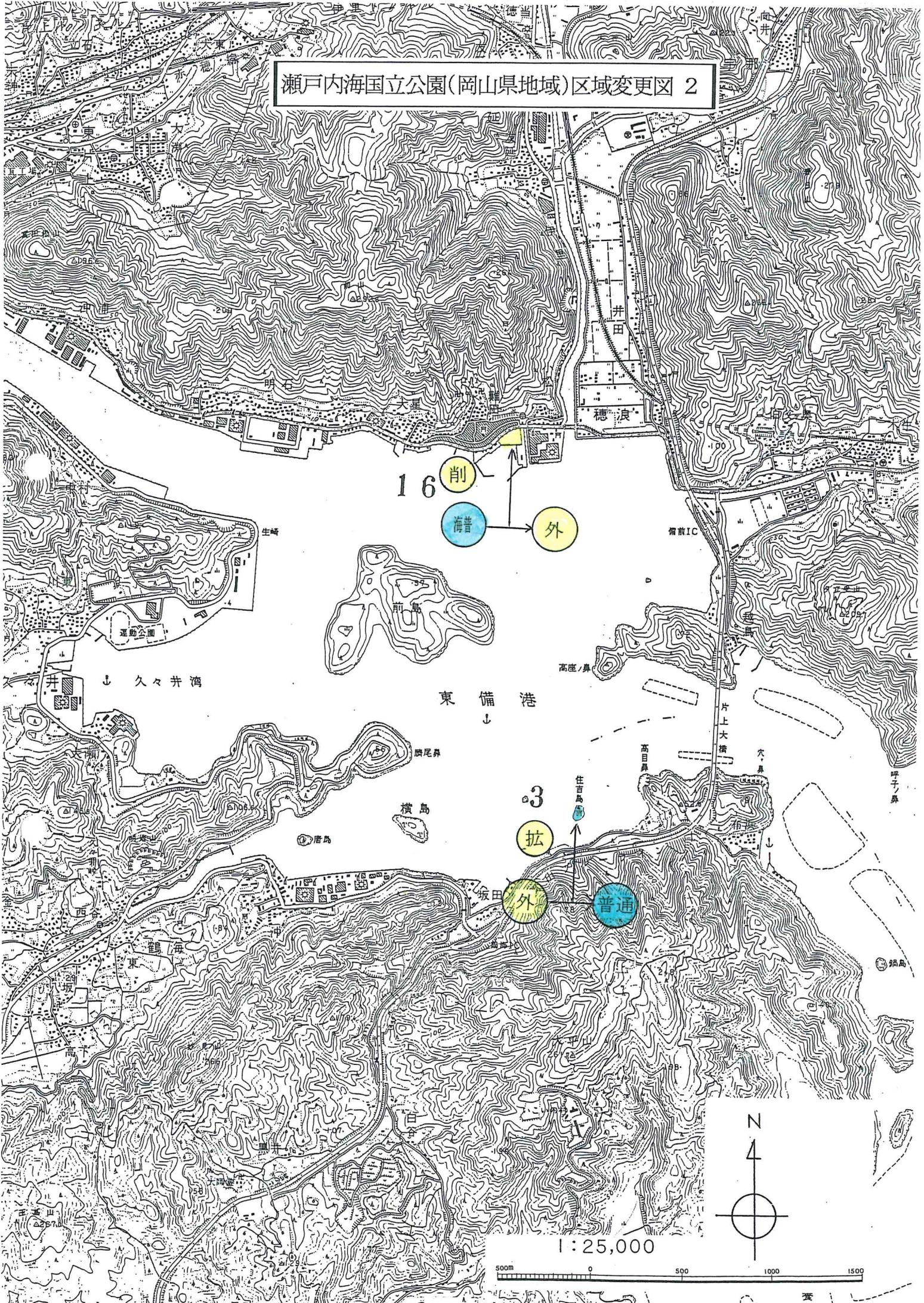
瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 1



1 : 25,000



瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 2



16

削

海普

外

3

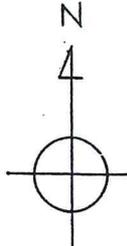
拡

外

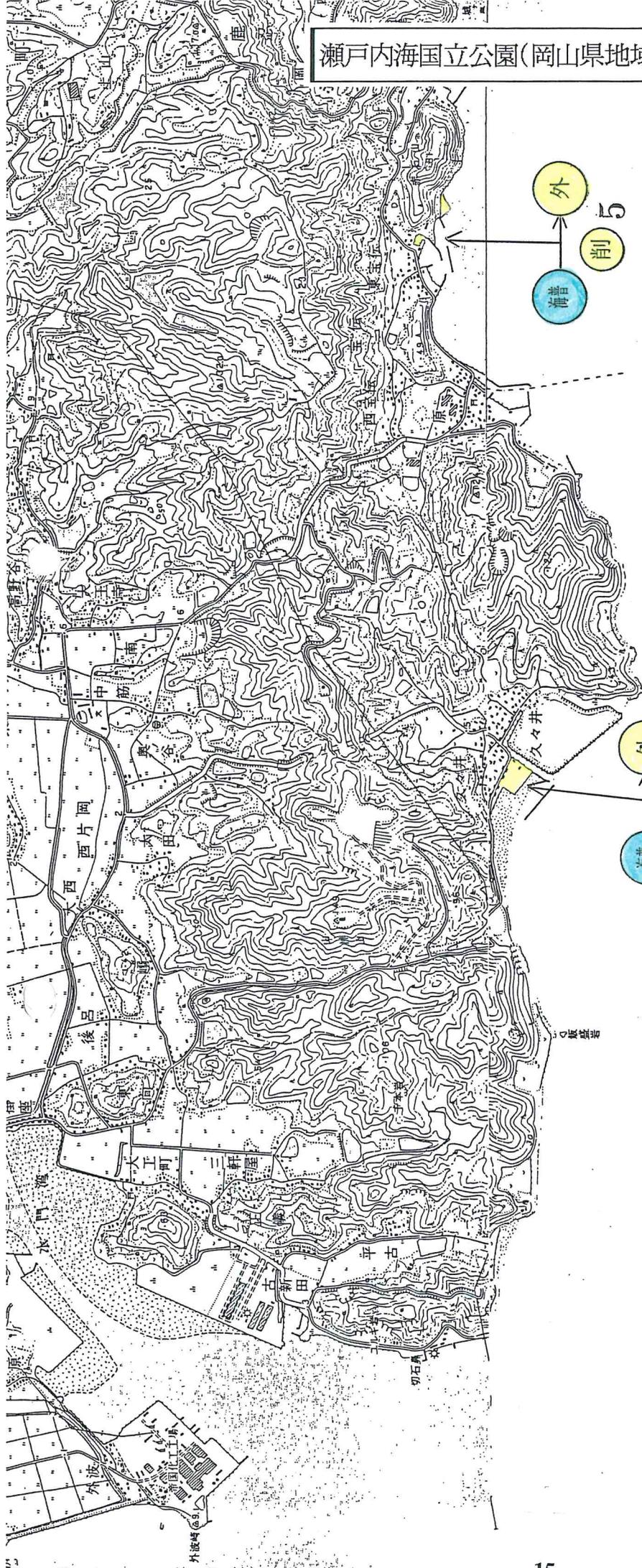
普通

1:25,000

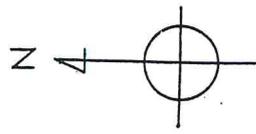
500m 0 500 1000 1500



瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 3



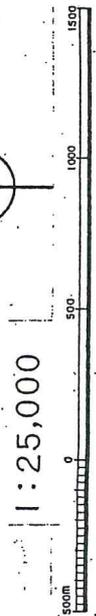
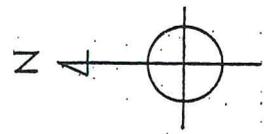
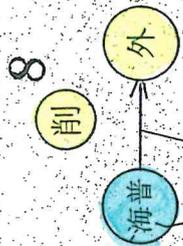
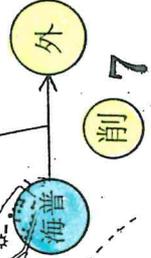
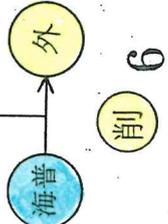
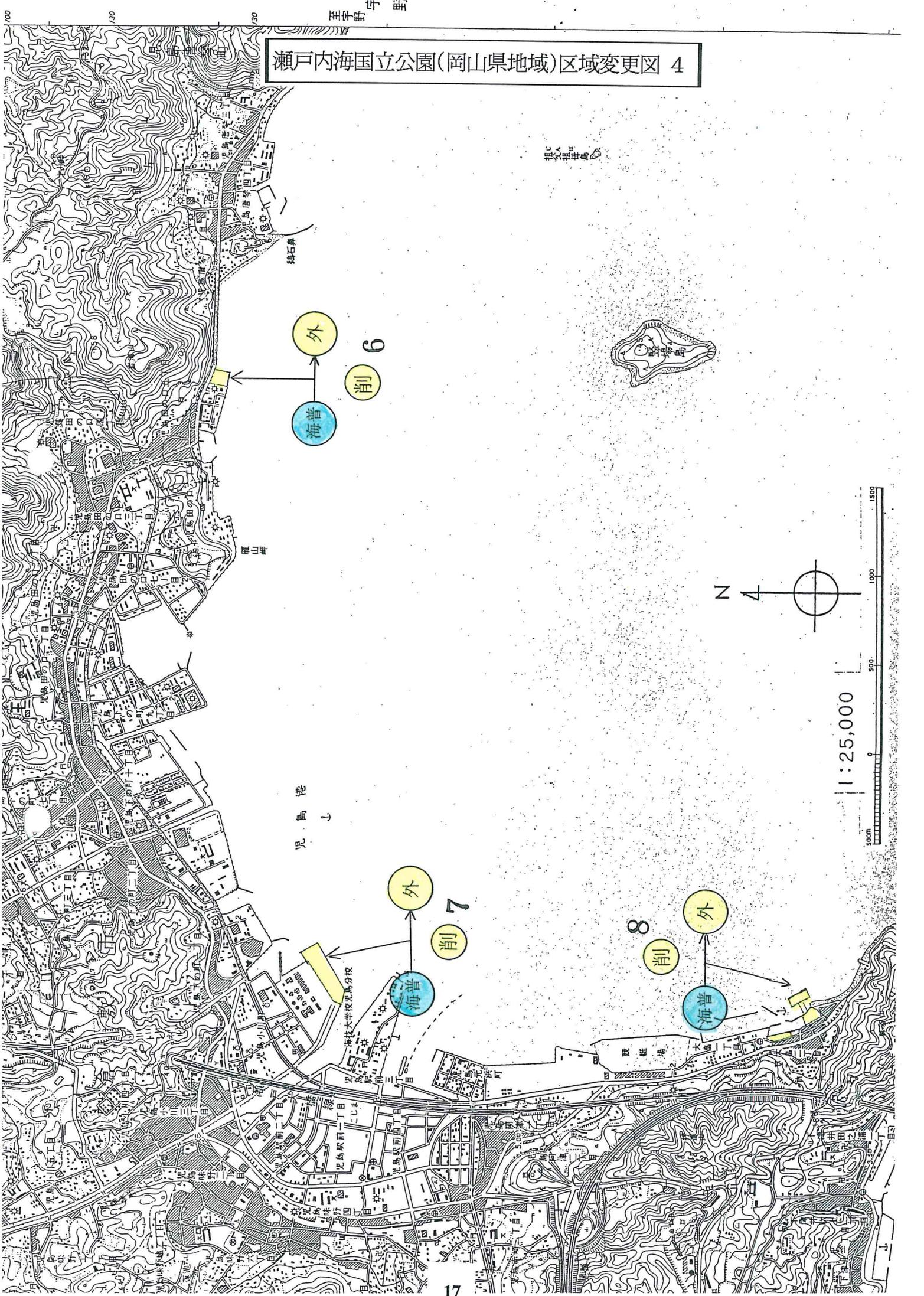
岡山市



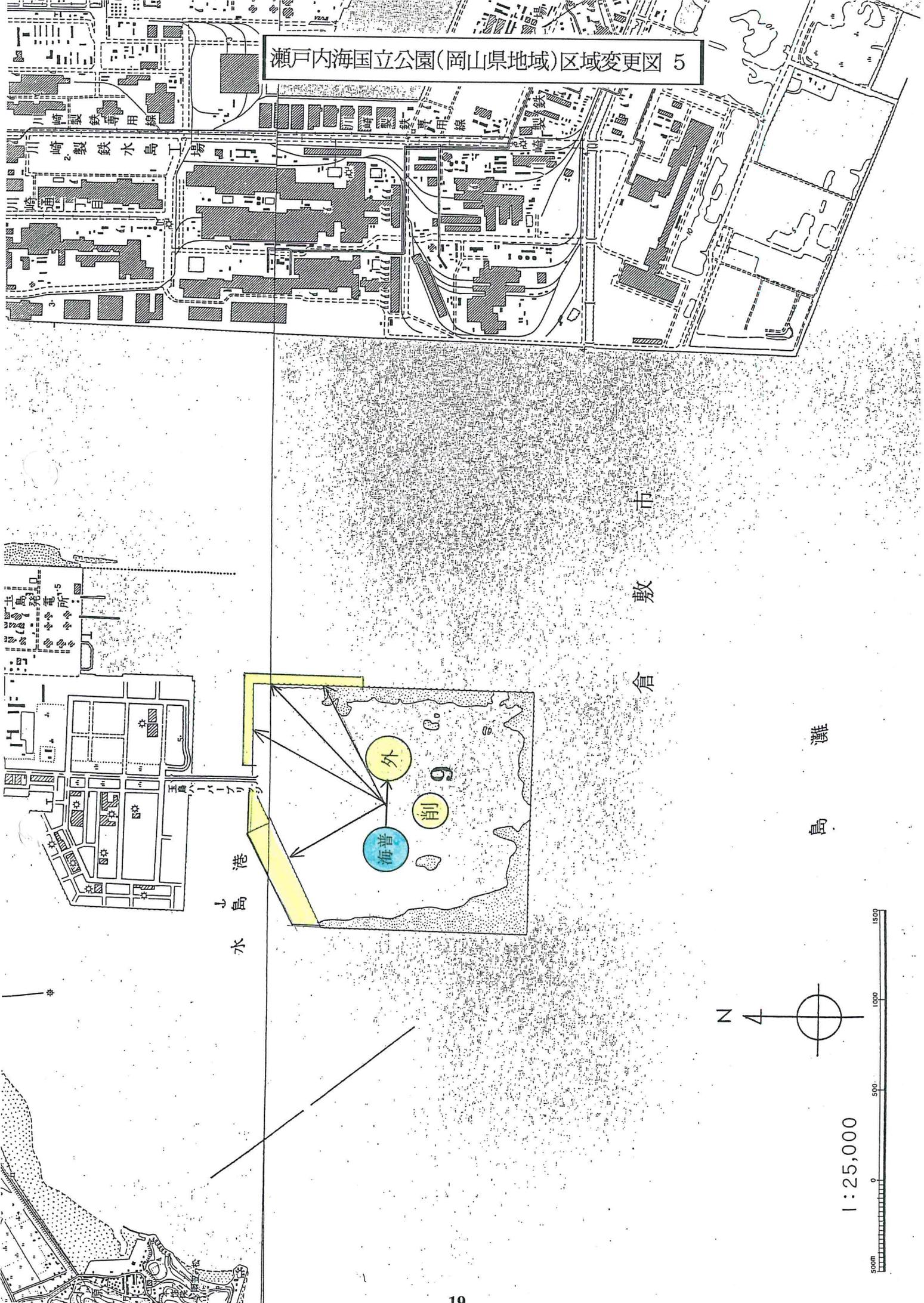
1 : 25,000



瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 4



瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 5



瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 6



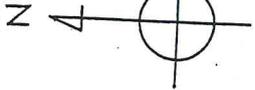
直島町

宇野港

10

11

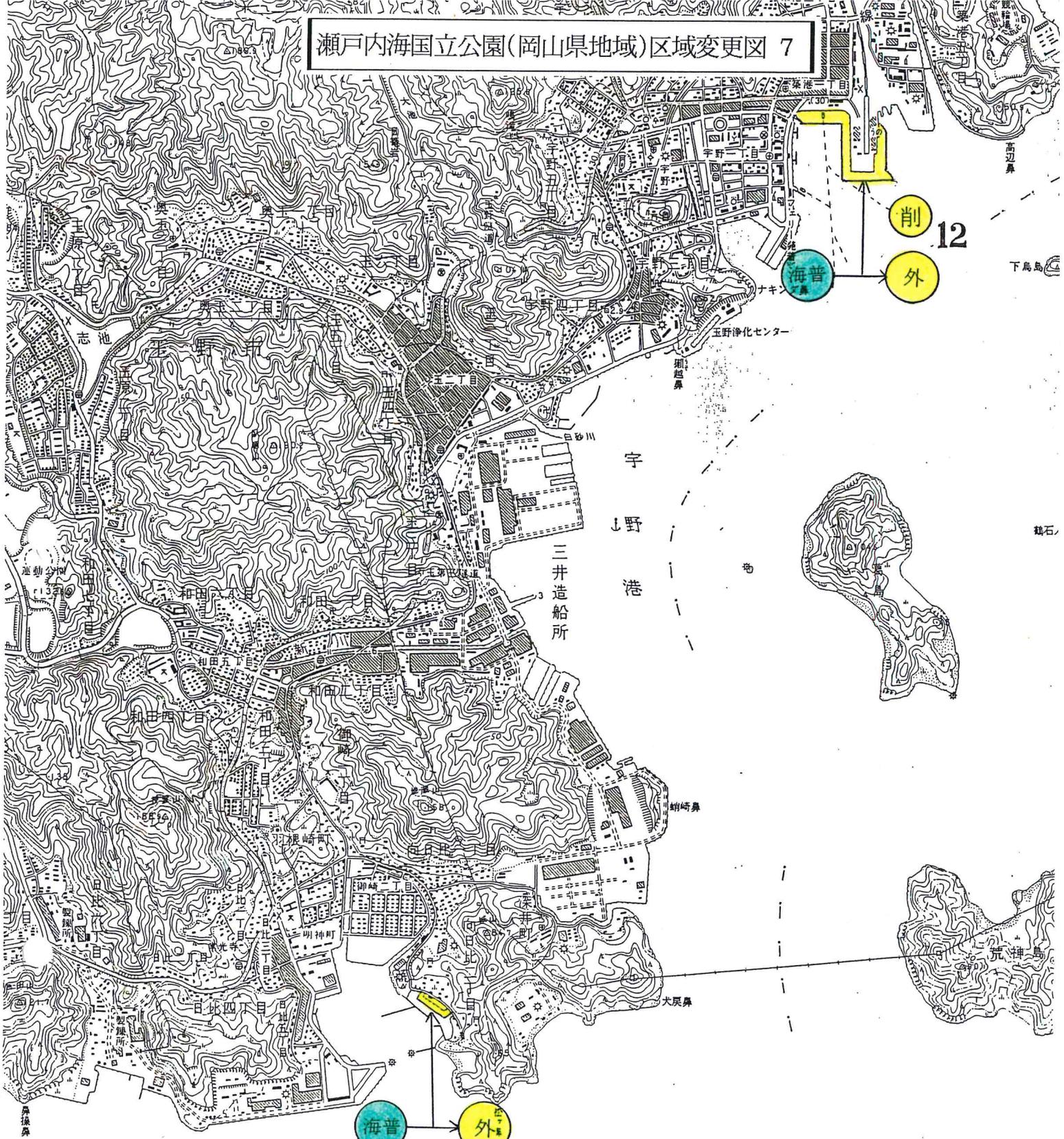
12



1:25,000

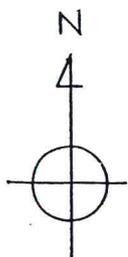


瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 7

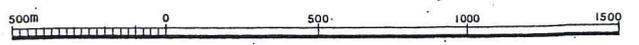


海普 削外 11

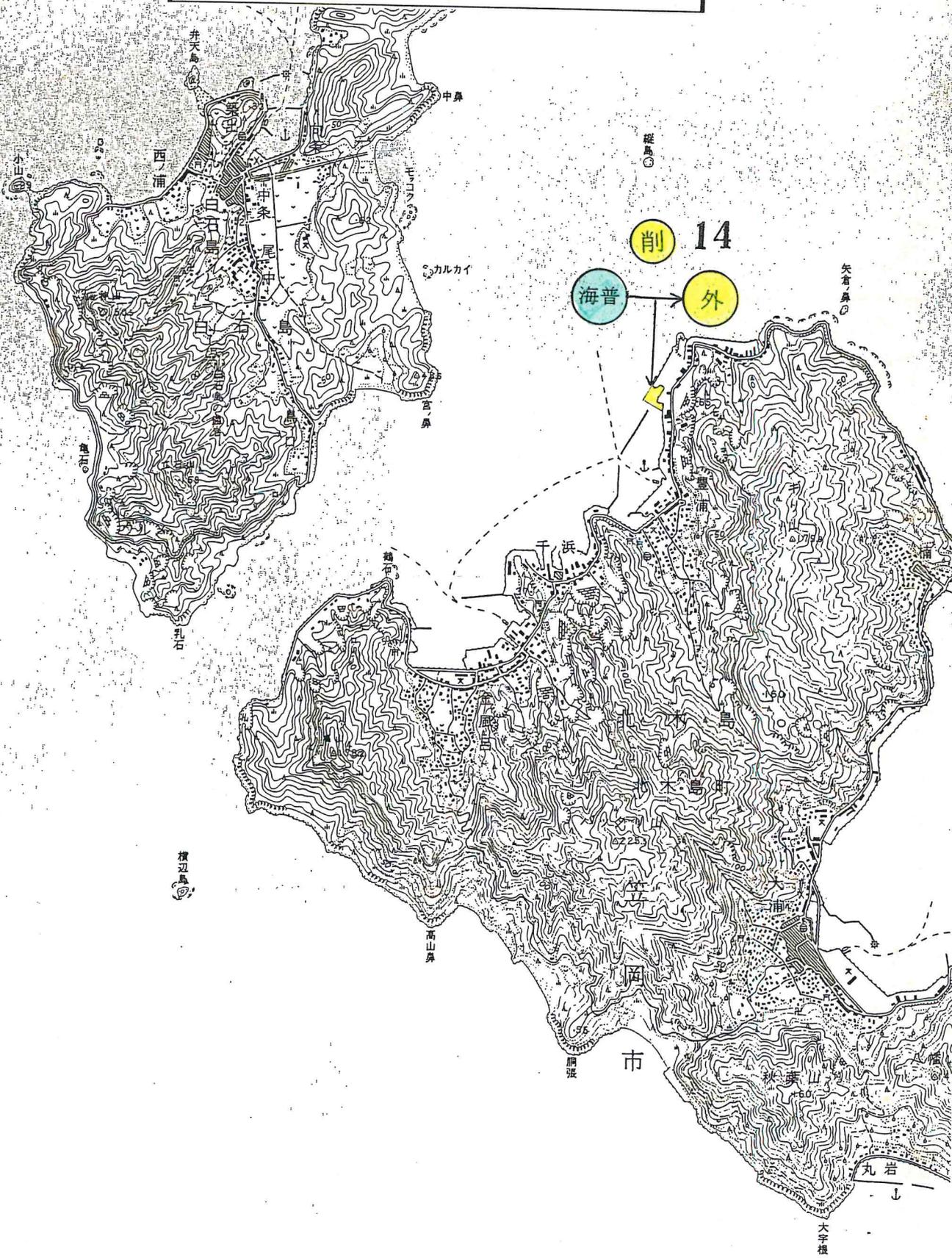
削外 12



1:25,000

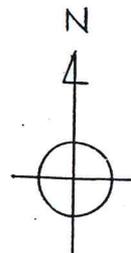
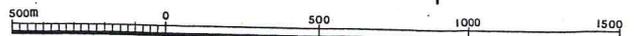


瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 9

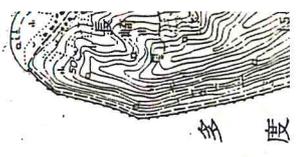


備後灘

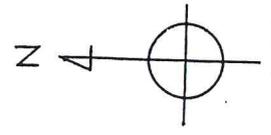
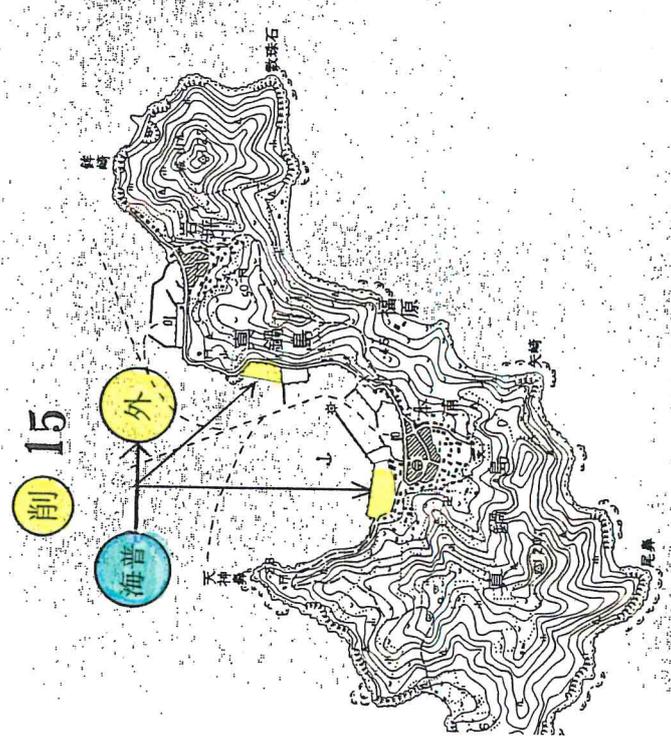
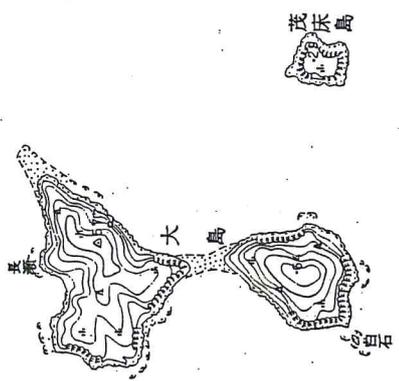
1:25,000



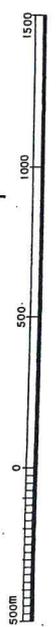
瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 10



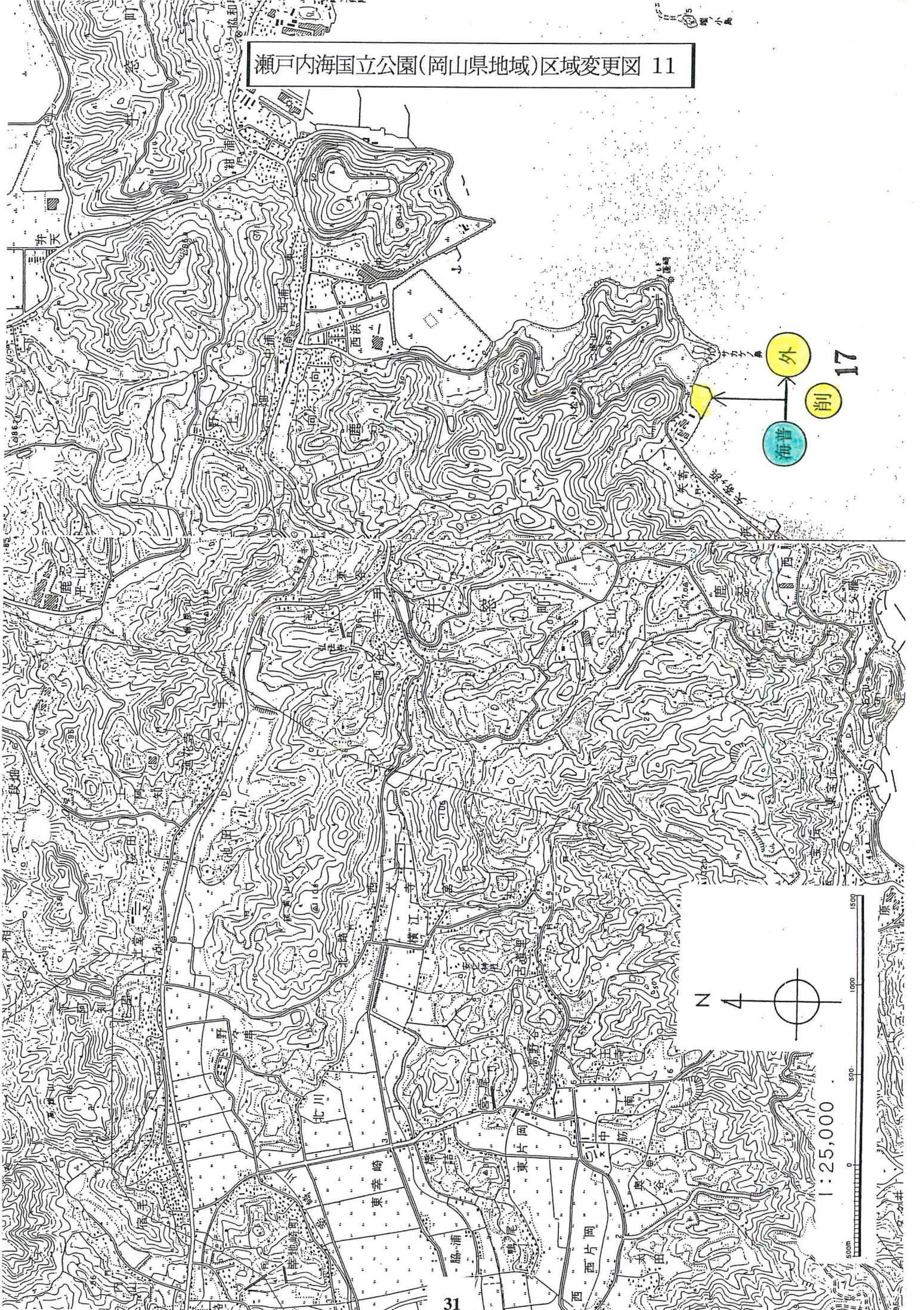
多度



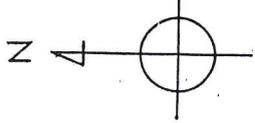
1 : 25,000



瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 11



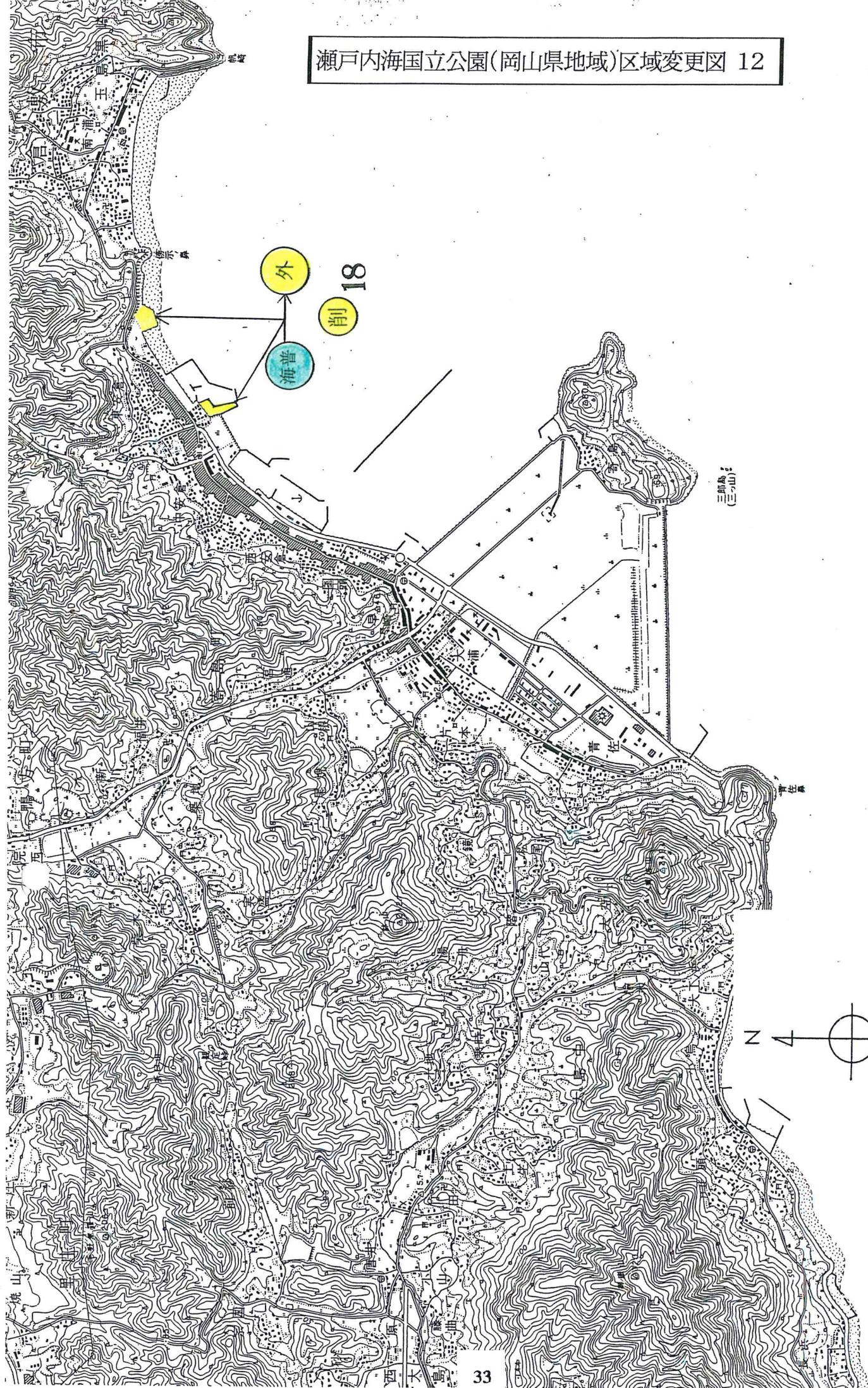
17



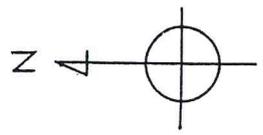
1:25,000



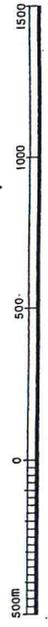
瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域変更図 12



外
海苔
18



1 : 25,000



3 変更後の公園区域

変更後の公園区域は次のとおりである。

(表 2 : 公園区域表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
岡山県	岡山市 小串、阿津、宮浦及び飽浦の各一部	286 〔 国 0 公 221 私 65 〕
	倉敷市内 国有林高梁川下流森林計画区 8 8 2 林班の全部	575 〔 国 86 公 52 私 437 〕
	倉敷市 児島唐琴町、児島唐琴 3 丁目、児島由加、児島通生、児島塩生、児島味野山田児島味野 5 丁目、児島赤崎 4 丁目、下津井、下津井田之浦、大島、玉島黒崎及び柏島の各一部	
	玉野市 石島の全部、田井 4 丁目、田井 5 丁目、日比 5 丁目、日比 6 丁目、渋川 2 丁目、渋川 3 丁目、沼、後閑、八浜町波知滝、永井、東田井池、胸上、上山坂、北方及び番田の各一部	1,106 〔 国 0 公 109 私 997 〕
	笠岡市 高島、白石島、真鍋島、飛島の各全部 大島中、西大島、横島及び北木島町の各一部	1,149 〔 国 2 公 197 私 950 〕
	備前市 穂波、鶴海の各一部	115 〔 国 0 公 6 私 109 〕

都道府県名	区 域	面積 (ha)
岡山県	和気郡日生町内 国有林吉井川森林計画区903林班、905林班から912林班までの全部 和気郡日生町 大字日生及び大多府の各一部	1,265 〔 国 830 公 13 私 422 〕
	邑久郡牛窓町 大字牛窓町の一部	409 〔 国 0 公 15 私 394 〕
	浅口郡寄島町 大字三郎及び青佐の各一部	58 〔 国 0 公 0 私 58 〕
	岡山県に属する海面 ただし、次の区域を除く。 岡山市小串地区内米崎と岡山市正義内飯盛岩を結ぶ線より、北側児島湾内の海域	
	合 計	4,963 〔 国 918 公 613 私 3,432 〕

瀬戸内海国立公園
(岡山県地域)

公園計画書
(公園計画の変更)

目 次

1 変更理由	39
2 保護計画	40
保護規制計画	40
ア 特別地域	40
第2種特別地域	42
イ 面積内訳	50
(ア) 地域地区別土地所有別面積(変更後)	50
(イ) 地域地区別市町別面積	52
3 参考事項	53
(1) 指定植物	53
(2) 過去の経緯	56
(3) 変更後の保護規制計画	58
(4) 変更後の利用施設計画	74

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、自然と人文との調和した特色ある風致景観を有することから、わが国最初の国立公園の一つとして、昭和9年3月16日に備讃瀬戸を中心に指定された。その後、数回にわたる公園区域の拡張により、現在、紀淡、鳴門、豊予、関門の4つの海峡に囲まれた瀬戸内海のほぼ全域を占めるに至り、関係する府県も、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及んでいる。

岡山県地域は、瀬戸内海に面する展望の優れた鷺羽山、王子が岳、金甲山、夕立受山、御嶽山など標高200～400m程度の丘陵と備讃瀬戸に代表される内海に浮かぶ多島海景観と入り江に点在する漁村集落や段々畑などの人文景観との調和にあるが、その代表的な景観の楽しめる地域である。

古くから開かれた地域のため人為の影響が強く、大部分はアカマツ、クロマツ、アベマキ、コナラなどの二次植生となっている。

動物では、日生諸島最大の鹿久居島におけるニホンジカ生息地やアオサギの集団繁殖地が特筆される。鷺羽山や王子が岳などからの内海多島海景観の展望、渋川海岸や出崎海岸での海水浴・魚釣りなどの海洋レクリエーション、ドライブなどの利用を中心に、利用者数は年間約416万人（平成13年）となっている。

岡山県地域は、昭和9年3月16日に備讃瀬戸などを指定した後、昭和25年5月18日に日生諸島などを、昭和31年5月1日に貝殻山、金甲山地域を区域に編入し、ほぼ現在の公園区域が定まった。

また、平成元年7月12日には、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）を行っている。

今回は、再検討後14年が経過していることから諸情勢の変化などに対応するため、第1回点検を行うものである。

2 保護計画

保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の一部を次のとおり変更する。

(表 3 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	岡山県笠岡市白石島の一部
2	削除	岡山県笠岡市白石島の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>良好な自然林が残されているとともに、多島海景観を構成する地域であるため、普通地域から第2種特別地域に格上げして保護を図るものである。</p>	<p style="text-align: right;">46</p> <p style="text-align: center;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 46 〕</p>
<p>住居が密集した集落化が顕著な地域であり特別地域としての資質が失われたため、第2種特別地域から普通地域に格下げするものである。</p>	<p style="text-align: right;">△40</p> <p style="text-align: center;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 40 〕</p>
<p style="text-align: center;">変 更 部 分 面 積 計</p>	<p style="text-align: right;">6</p> <p style="text-align: center;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 6 〕</p>
<p style="text-align: center;">変 更 前 特 別 地 域 面 積</p>	<p style="text-align: right;">3,483</p> <p style="text-align: center;">〔 国 918 〕 〔 公 499 〕 〔 私 2,066 〕</p>
<p style="text-align: center;">変 更 後 特 別 地 域 面 積</p>	<p style="text-align: right;">3,489</p> <p style="text-align: center;">〔 国 918 〕 〔 公 499 〕 〔 私 2,072 〕</p>

(ア) 第2種特別地域

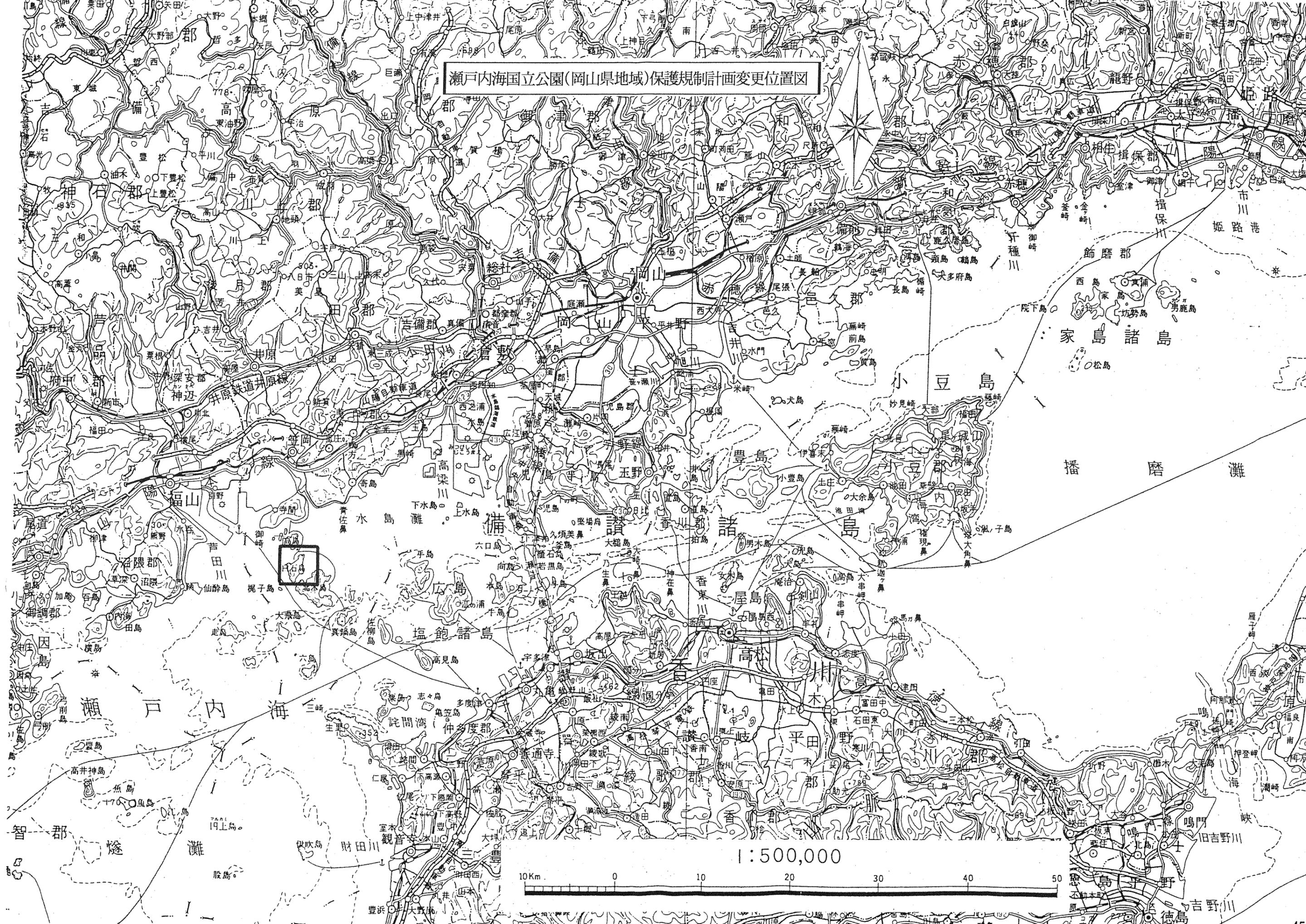
第2種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表4：第2種特別地域変更表)

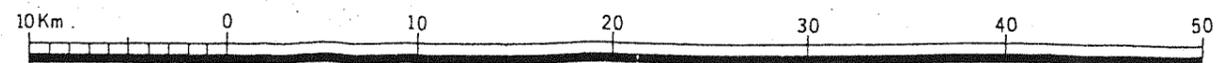
番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	普通地域からの振替		岡山県笠岡市白石島の一部
2	削除	特別地域の縮小		岡山県笠岡市白石島の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>白石島の東部の海に面した海岸線から稜線に至る区域は、アカマツ、ウバメガシ等の良好な自然林が残されているとともに、利用拠点である御獄山、青佐山等から眺望ポイントとなっている。多島海景観を構成する地域であるため第2種特別地域として保護を図るものである。（普通地域→第2種特別地域）</p>	<p style="text-align: right;">46</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 46 〕</p>
<p>地域住民の住居が密集した集落化が顕著な地域で、第2種特別地域としての資質が失われたため、普通地域に格下げをするものである。 (第2種特別地域→普通地域)</p>	<p style="text-align: right;">△40</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 40 〕</p>
<p style="text-align: center;">変 更 部 分 面 積 計</p>	<p style="text-align: right;">6</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 6 〕</p>
<p style="text-align: center;">変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p style="text-align: right;">2,494</p> <p style="text-align: right;">〔 国 88 〕 〔 公 479 〕 〔 私 1,927 〕</p>
<p style="text-align: center;">変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p style="text-align: right;">2,500</p> <p style="text-align: right;">〔 国 88 〕 〔 公 479 〕 〔 私 1,933 〕</p>

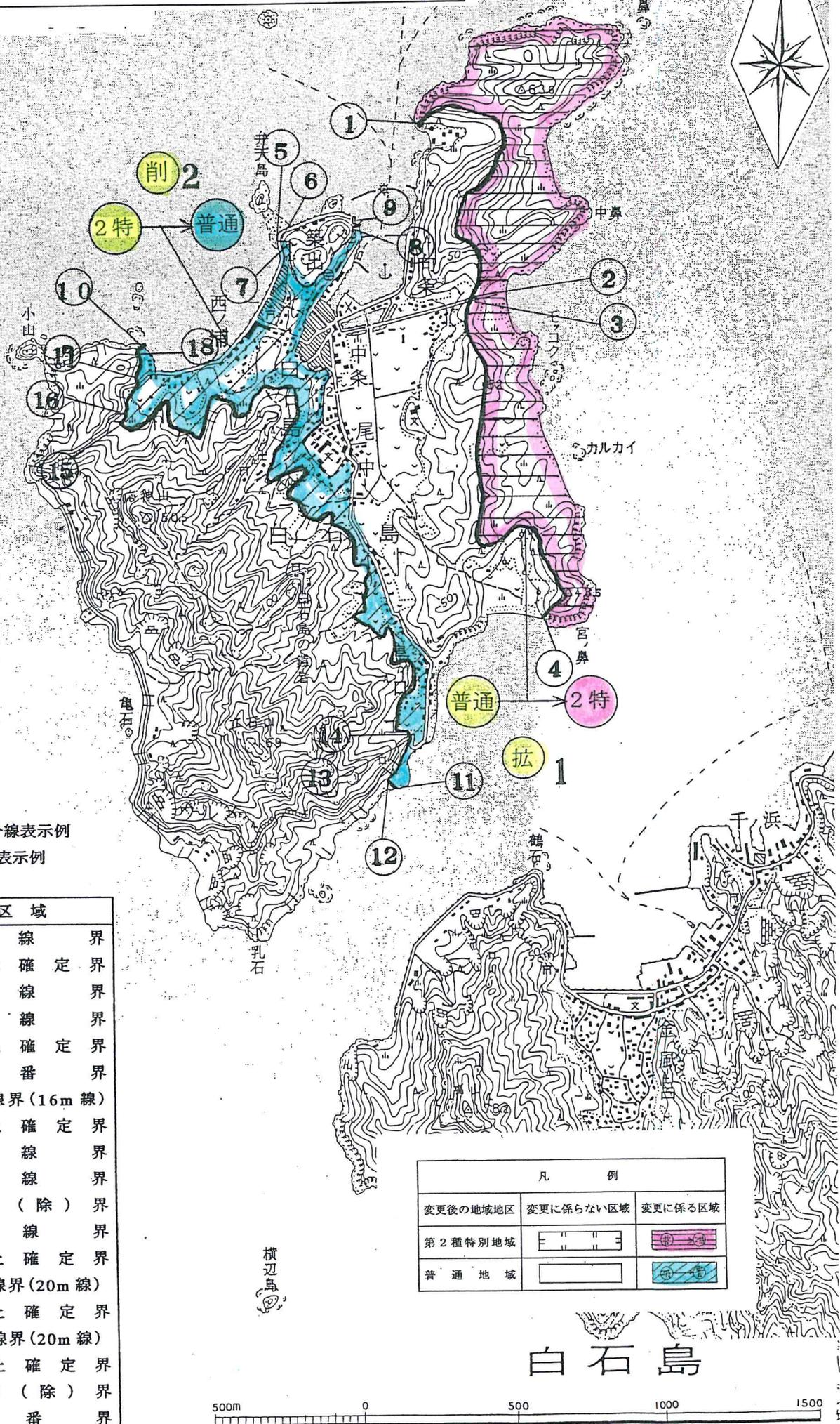
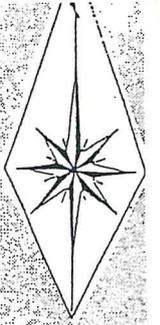
瀬戸内海国立公園(岡山県地域)保護規制計画変更位置図



1:500,000



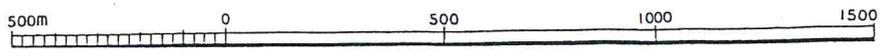
瀬戸内海国立公園(岡山県地域)保護規制計画変更図



区域線及び区分線表示例
特別区域の表示例

公園区域		
①—②	稜線	境界
②—③	図上確定	境界
③—④	稜線	境界
④—①	汀線	境界
⑤—⑥	図上確定	境界
⑥—⑦	地番	境界
⑦—⑧	等高線界(16m線)	
⑧—⑨	図上確定	境界
⑨—⑤	汀線	境界
⑤—⑩	汀線	境界
⑩—⑤	道路(除)	境界
⑩—⑪	汀線	境界
⑪—⑫	図上確定	境界
⑫—⑬	等高線界(20m線)	
⑬—⑭	図上確定	境界
⑭—⑮	等高線界(20m線)	
⑮—⑯	図上確定	境界
⑯—⑰	道路(除)	境界
⑰—⑱	地番	境界
⑱—⑩	図上確定	境界

凡例		
変更後の地域地区	変更に係らない区域	変更に係る区域
第2種特別地域		
普通地域		



白石島

イ 面積内訳
 (ア) 地域地区別土地所有別面積 (変更後)
 (表5: 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地								
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
岡山 県 合 計	土地所有別面積	0	0	0	0	18	28	88	479	1,933
	地種区分別面積 (比率)				46 (1.0%)			2,500 (50.4%)		
	地域地区別面積 (比率)	0			3,489 (70.3%)					
	地域別面積 (比率)									

(単位：面積 h a，比率 %)

域			普通地域 (陸 域)			合 計 (陸 域)		
第3種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
830	2	111	0	114	1,360	918	613	3,432
943 (19.0%)								
			1,474 (29.7%)			4,963 (100.0%)		

(イ) 地域地区別市町別面積
 (表8：地域地区別市町別面積総括表)

地域地区 町村名		現 行						普通地域 (陸域)	合 計 (陸域)
		特 別 地 域					小 計		
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
岡山市		0	0	286	0	286	0	286	
倉敷市		0	14	561	0	575	0	575	
玉野市		0	12	838	0	850	255	1,105	
笠岡市		0	18	467	113	598	551	1,149	
備前市		0	0	115	0	115	0	115	
和気郡	日生町	0	1	52	830	883	382	1,265	
邑久郡	牛窓町	0	1	128	0	280	280	409	
浅口郡	寄島町	0	0	47	0	47	11	58	
合 計		0	46	2,494	943	3,483	1,479	4,962	

(単位：h a)

変 更 後							増 減
特 別 地 域					普通地域	合 計	
特 保	第1種	第2種	第3種	小 計	(陸域)	(陸域)	
0	0	286	0	286	0	286	0
0	14	561	0	575	0	575	0
0	12	838	0	850	256	1,106	1
0	18	473	113	604	545	1,149	0
0	0	115	0	115	0	115	0
0	1	52	830	883	382	1,265	0
0	1	128	0	129	280	409	0
0	0	47	0	47	11	58	0
0	46	2,500	943	3,489	1,474	4,963	1

3 参 考 事 項

(1) 指定植物

特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

(昭和56年3月23日告示)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤネノシダ、オシラクジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウ)、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズグサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウゼンゴケ	イシモチソウ、モウゼンゴケ、コモウゼンゴケ
ケシ	シマエンゴサク

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、イワガサ(タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ(ミヤジマシモツケ)、イブキシモツケ
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ(ナガバノカキノハグサ含)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミ含)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ(アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ、レンゲツツジ(キレンゲ含)、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ(ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲ含)、カラムラサキツツジ(ゲンカイツツジ含)、サイコクミツバツツジ、アケボノツツジ(アカヤシオ含)、シロヤシオ(ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン(ベニドウダン含)
サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、イヌタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ
ラン	ヒサラン、イワチドリ、シラン、マメツタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 9年	3月16日	鷺羽山、笠岡諸島等の区域指定
昭和25年	5月18日	日生諸島等の区域指定
昭和31年	5月 1日	貝殻山等の区域指定
昭和57年	2月17日	王子が岳の一部等の区域変更
平成 元年	7月12日	児島赤崎等の区域削除

イ 保護計画

昭和13年	12月17日	特別地域指定
昭和32年	10月23日	特別地域指定
昭和57年	2月17日	特別地域の区域変更
平成 元年	7月12日	特別地域の区域変更

ウ 利用計画

(ア) 集団施設地区

昭和26年	5月 8日	王子が岳及び下津井集団施設地区一般 計画決定
昭和32年	10月23日	出崎集団施設地区一般計画決定及び王子 が岳集団施設地区を拡張して王子が岳渋 川集団施設地区に変更
昭和42年	8月15日	王子が岳渋川集団施設地区の区域指定詳 細計画決定
平成 元年	7月12日	下津井、出崎集団施設地区の削除

(イ) 単独施設等

昭和15年	1月11日	道路、埠頭、栈橋の計画決定
昭和26年	5月 8日	道路、単独施設、埠頭、栈橋の計画決定
昭和32年	10月23日	道路、単独施設、栈橋の計画決定
昭和36年	4月 4日	道路、園地の計画決定
昭和45年	4月11日	園地の計画決定
昭和48年	4月 7日	宿舎、園地の計画決定
平成 元年	7月12日	下津井、出崎単独施設の追加

園地等の計画決定

平成 2年 5月 31日 園地、栈橋、駐車場等計画変更

平成 2年 7月 7日 園地事業決定

(3) 変更後の保護規制計画

保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1 特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)
岡山県	岡山市 (286) 小串、阿津、宮浦及び飽浦の各一部	3,489
	倉敷市内 (575) 国有林高梁川下流森林計画区882林班の全部	
	倉敷市 児島唐琴町、児島唐琴3丁目、児島由加、児島通生、児島塩生、児島味野山田、児島味野5丁目、児島赤崎4丁目、下津井、下津井田之浦、大島、玉島黒崎、柏島の各一部	
	玉野市 (850) 田井4丁目、田井5丁目、日比5丁目、日比6丁目、渋川2丁目、渋川3丁目、沼、後閑、八浜町波知、滝、永井、東田井地、上山坂及び北方の各一部	
	笠岡市 (604) 高島、白石島、真鍋島、大島中、西大島、横島及び北木島町各一部	
	備前市 (115) 穂浪の一部	
	和気郡日生町内 (883) 国有林吉井川森林計画区903林班及び905林班から912林班までの全部	
	和気郡日生町 大字日生及び大多府の各一部	
	邑久郡牛窓町 (129) 大字牛窓の一部	
	浅口郡寄島町 (47) 大字三郎及び青佐の各一部	

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
岡山県	倉敷市 児島唐琴町、児島通生及び下津井の各一部	(14)	
	玉野市 日比5丁目の一部	(12)	
	笠岡市 高島、白石島、真鍋島、横島及び北木島町の各一部	(18)	
	和気郡日生町 大字日生の一部	(1)	
	邑久郡牛窓町 大字牛窓町の一部	(1)	

(表3：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
児島沖 祖父祖母島	岡山県倉敷市児島唐琴町の一部
水島灘 濃地島 杓島 葛島	岡山県倉敷市児島通生及び下津井の一部
玉野沖 大槌島	岡山県玉野市日比5丁目の一部
出崎沖 大蛭島	岡山県玉野市石島の一部
笠岡湾 子殿州 孫殿州	岡山県笠岡市横島の一部
笠岡諸島 差出島 明地島 稻積島 コゴチ島 間島 ハブ島	岡山県笠岡市高島、白石島、北木島町及び真鍋島の一部
日生諸島 取揚島	岡山県和気郡日生町大字日生の一部
牛窓沖 鼠島 黒島 属島	岡山県邑久郡牛窓町大字牛窓の一部
計	

地区の概要	面積(ha)
瀬戸内の多島海美を構成する島で景観上重要である。	0 (0.1)
瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	14
瀬戸内の多島海美を構成する特異な形の島で景観上重要である。	11
瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	1
瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	1
瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	17
瀬戸内の多島海美を構成する島で景観上重要である。	1
瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	1
	46

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)
岡山県	岡山市 (286) 小串、阿津、宮浦及び飽浦の各一部	2,500
	倉敷市内 (561) 国有林高梁川下流森林計画区882林班の全部	
	倉敷市 児島唐琴町、児島唐琴3丁目、児島由加、児島通生、児島塩生、児島味野山田、児島味野5丁目、児島赤崎4丁目、下津井、下津井田之浦、大島、玉島黒崎及び柏島の各一部	
	玉野市 (838) 田井4丁目、田井5丁目、日比6丁目、渋川2丁目、渋川3丁目、沼、後閑、八浜町波知、滝、永井、東田井地、上山坂及び北方各一部	
	笠岡市 (473) 高島、白石島、大島中及び西大島の各一部	
	備前市 (115) 穂浪の一部	
	和気郡日生町 (52) 大字日生及び大多府の各一部	
	邑久郡牛窓町 (128) 大字牛窓の一部	
	浅口郡寄島町 (47) 大字三郎及び青佐の各一部	

(表5：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域
貝 殻 山 金 甲 山	岡山県岡山市小串、阿津、宮浦及び飽浦の各一部 岡山県玉野市北方及び上山坂の各一部
由 加 山	岡山県倉敷市児島由加の一部
竜 王 山 通 仙 園	岡山県倉敷市児島通生、児島塩生、児島味野山田、児島味野5丁目及び 児島赤崎4丁目の各一部
鷲 羽 山	岡山県倉敷市内国有林高梁川下流森林計画区882林班の全部 岡山県倉敷市大島、下津井、下津井田の浦、玉島黒崎及び柏島の各一 部
渋 川 王子が岳	岡山県倉敷市児島唐琴町及び児島唐琴3丁目の各一部、 岡山県玉野市渋川2丁目、渋川3丁目、永井、滝及び日比6丁目の各一 部
出 崎	岡山県玉野市沼及び後閑の各一部
十禅寺山	岡山県玉野市田井4丁目及び田井5丁目の各一部
笠岡諸島	岡山県笠岡市高島及び白石島の各一部
御 嶽 山	岡山県笠岡市大島中及び西大島の各一部
青 佐 山 寄 島	岡山県笠岡市大島中の一部 岡山県浅口郡寄島町大字青佐及び大字三郎の各一部
夕立受山	岡山県備前市穂浪の一部 岡山県和気郡日生町大字日生の一部

地区の概要	面積(ha)
貝殻山金甲山は瀬戸内の多島海景観を眺める優れた展望地であるとともに、ハイキング、キャンプの適地でもある。また、眼下にはクス、カシ等の自然林に覆われた高島がある。	677
由加山には由加神社及び蓮台寺があつて非常に栄えたところであり、優れた自然林からなる境内林を有する。	105
備讃瀬戸を見渡す優れた展望地でハイキングの適地である。	93
鷺羽山は瀬戸内多島海を見渡す代表的な展望地で、また、六口島、釜島、松島、下水島は鷺羽山の眼下に広がる備讃瀬戸の主要な島々である。	246
集団施設地区で多島海景観を見渡す優れた展望地である王子が岳と本県最大の海水浴場の渋川及びその沖合の堅場島からなる。	452
出崎は瀬戸内海に約3kmつき出した岬で、白砂青松と岩場からなる優れた海岸線を持つ。	96
十禅寺山は田井沖の多島海を見渡す優れた展望地である。	16
笠岡諸島を構成する優れた自然を豊富に有する高島、白石島、梶子島の島々である。	281
御嶽山は笠岡諸島を見渡す優れた展望地である。	165
青佐山は笠岡諸島を見渡す優れた展望地であり、また寄島は青佐山の眼下にある海水浴場として知られた島である。	74
夕立受山は日生諸島や片上湾の島々を見渡す優れた展望地であり、ハイキングの適地である。	135

名 称	区 域
日生諸島	岡山県和気郡日生町大字日生の一部
蕪 崎	岡山県邑久郡牛窓町大字牛窓の一部
計	

地区の概要	面積(ha)
日生諸島を構成する優れた自然を豊富に有する鶴島、大多府島、裸島の島々である。	33
燕崎は牛窓の島々を見渡す優れた展望地であり、八幡神社の自然林がある。また、眼下の黒島、黄島、青島には優れた自然が残る。	127
	2,500

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)
岡山県	笠岡市 真鍋島の一部 (113) 和気郡日生町内 国有林吉井川森林計画区903林班及び905林班から912林班までの 全部 (830)	943

(表 7 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
六 島	岡山県笠岡市真鍋島の一部
鹿久居島	岡山県和気郡日生町内 国有林吉井川森林計画区903林班及び905林班から912林班までの全部
計	

地区の概要	面積(ha)
段々畑とクロマツの樹林からなっている。	113
クロマツを主体とした国有林からなり、ホンシュウジカが生息する他、アオサギのコロニーとなっている。	830
	943

イ 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 8 : 普通地域表)

県名	区 域	面積(ha)
岡山県	玉野市 (256) 石島の全部、田井4丁目、田井5丁目、渋川3丁目、胸上及び番田の各一部 笠岡市 (545) 飛島の全部、高島、白石島及び真鍋島の各一部 和気郡日生町 (382) 大字日生の一部 邑久郡牛窓町 (280) 大字牛窓の一部 浅口郡寄島町 (11) 大字三郎の一部	1,474
	岡山県に属する海面。 ただし、次の区域を除く 1) 岡山市小串地内米崎と岡山市正義地内飯盛岩を結ぶ線より北側児島湾内の海域	

(4) 変更後の利用施設計画

変更後の利用施設計画は次のとおりである。

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表9：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	王子ヶ岳渋川	倉敷市唐琴の一部 玉野市渋川2丁目 及び3丁目の各一部	<p>王子ヶ岳渋川地区は、岡山県における瀬戸内海国立公園の中央部にある利用拠点であり、県内第一の海水浴場であると共に瀬戸大橋を含めた内海多島海景観の代表的展望地という好立地特性を備えているため、次の点を計画目標として整備を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1.岡山を中心とした瀬戸内海国立公園の利用拠点として整備する。2.多島海景観の展望と海浜利用に重点をおいて整備する。3.海岸線と山稜部の一体的利用を促進するための整備を行う。

整備 計画日	整備方針	面積(ha)	旧計画 との関係	
	<p>[王子が岳地区]</p> <ol style="list-style-type: none"> 山稜部においては、内海多島海と瀬戸大橋の展望利用を図るための施設を整備する。 海岸部においては、磯遊び、船遊び等の海浜利用を促進するための施設を整備する。 なお、一体的利用を図るための施設として散策、休憩、保護の場を整備する。 また、各種施設の整備に当たっては、修景を図るため植生復元等緑化を推進する。 (施設の種類) 園地、宿舎、休憩所、展望施設、野営場、運動場、駐車場等 <p>[渋川地区]</p> <ol style="list-style-type: none"> 海水浴場を主とする海洋レクリエーション基地として施設の充実等の改善をはかる。また、水泳利用と船遊び利用はその区域を分離して整備する。 瀬戸内海等海洋に関する教化施設の整備を促進する。 なお、各種施設の整備に当たっては、水泳場背後のマツ林は極力保存し、必要に応じて補植等を実施する。 (施設の種類) 園地、宿舎、休憩所、案内所、水泳場、舟遊場、駐車場、博物館等 	235.2		
面積計	国	公	私	
	0	5.0	230.2	
	235.2			

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表10：単独施設表)

番号	種類	位 置
1	園 地	岡山県岡山市宮浦 (高 島)
2	園 地	岡山県岡山市小串 (両堤池)
3	宿 舎	岡山県岡山市小串 (両堤池)
4	野営場	岡山県岡山市小串 (両堤池)
5	園 地	岡山県岡山市小串 (三頂山)
6	園 地	岡山県岡山市小串 (貝殻山)
7	野営場	岡山県岡山市小串 (虎口池)
8	園 地	岡山県岡山市飽浦 (東光寺山) 岡山県玉野市波知
9	園 地	岡山県岡山市飽浦 (金甲山) 岡山県玉野市波知
10	園 地	岡山県倉敷市児島由加 (由加山)
11	園 地	岡山県倉敷市赤崎4丁目 (龍王山)
12	園 地	岡山県倉敷市通生 (通仙園)
13	園 地	岡山県倉敷市大島、田之浦 (鷺羽山)
14	宿 舎	岡山県倉敷市大島、田之浦 (鷺羽山)
15	博物展示 施 設	岡山県倉敷市大島、田之浦 (鷺羽山)
16	園 地	岡山県倉敷市下津井 (釜 島)
17	宿 舎	岡山県倉敷市下津井 (釜 島)
18	野営場	岡山県倉敷市下津井 (釜 島)
19	宿 舎	岡山県倉敷市下津井 (六口島)
20	園 地	岡山県倉敷市下津井 (六口島)

整備方針	旧計画との関係
ピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
ピクニック園地として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
国民宿舎として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
自然に親しむための野営場として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望園地として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として整備改良をする。	平成元年 7月12日決定
自然に親しむための野営場として整備改良する。	平成元年 7月12日決定
展望園地として整備をする。	平成元年 7月12日決定
展望園地として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
ピクニック園地として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
展望園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
瀬戸大橋の代表的展望地として整備改良するとともに、環境保全を図る。	平成元年 7月12日決定
展望と海洋レクリエーション利用者のための宿泊施設として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
瀬戸内海の自然と歴史を紹介する施設の整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
ピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望と海洋レクリエーション利用者のための宿泊施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
海浜利用者を対象とした野営場として整備する。	平成元年 7月12日決定
海洋レクリエーション利用者のための宿泊施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定

番号	種類	位置
21	宿 舎	岡山県玉野市沼 (出崎)
22	園 地	岡山県玉野市沼 (出崎)
23	野 営 場	岡山県玉野市沼 (出崎)
24	水 泳 場	岡山県玉野市沼 (出崎)
25	園 地	岡山県玉野市田井4丁目 (十禅寺山)
26	園 地	岡山県笠岡市大島中 (青佐山) 岡山県浅口郡寄島町青佐
27	園 地	岡山県笠岡市西大島 (御岳山)
28	園 地	岡山県笠岡市高島 (高島)
29	水 泳 場	岡山県笠岡市高島 (高島)
30	園 地	岡山県笠岡市白石島 (白石島)
31	宿 舎	岡山県笠岡市白石島 (白石島)
32	水 泳 場	岡山県笠岡市白石島 (白石島)
33	園 地	岡山県備前市稻浪 (夕立受山)
34	園 地	岡山県和気郡日生町日生 (鹿久居島東部)
35	水 泳 場	岡山県和気郡日生町日生 (鹿久居島中央部)
36	園 地	岡山県和気郡日生町日生 (鹿久居島中央部)
37	野 営 場	岡山県和気郡日生町日生 (鹿久居島中央部)
38	宿 舎	岡山県和気郡日生町日生 (鹿久居島中央部)
39	博物展示 施 設	岡山県和気郡日生町日生 (鹿久居島中央部)
40	園 地	岡山県和気郡日生町大多府 (大多府島)
41	園 地	岡山県邑久郡牛窓町牛島 (燕崎)
42	水 泳 場	岡山県邑久郡牛窓町牛島 (燕崎)
43	園 地	岡山県邑久郡牛窓町牛島 (燕崎)
44	園 地	岡山県邑久郡牛窓町牛島 (燕崎)

整備方針	旧計画との関係
海洋レクリエーション利用者のための宿泊施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
海浜利用者のピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
海浜利用者を対象とした野営場として整備する。	平成元年 7月12日決定
地域の海水浴場として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
展望園地として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
展望園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望園地として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
地域の海水浴場として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
海洋レクリエーション利用者のための宿泊施設として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
地域の海水浴場として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
展望園地として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
自然探勝を主体とした園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
地域の海水浴場として整備する。	平成元年 7月12日決定
鹿久居島の中心的な多目的園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
海浜利用者を対象とした野営場として整備する。	平成元年 7月12日決定
主として海浜レクリエーション利用者のための宿泊施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
島内に生息する野生動物等を解説するための施設を整備する。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
地域の海水浴場として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望及びピクニック園地として整備する。	平成元年 7月12日決定

番号	種類	位 置
45	宿 舎	岡山県邑久郡牛窓町牛島 (黒島)
46	園 地	岡山県浅口郡寄島三郎 (寄島)
47	宿 舎	岡山県浅口郡寄島三郎 (寄島)
48	水泳場	岡山県浅口郡寄島三郎 (寄島)

整備方針	旧計画との関係
海洋レクリエーション利用者のための宿泊施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望園地として整備する。	平成元年 7月12日決定
展望及び海洋レクリエーション利用者のための宿泊施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
地域の海水浴場として改良を図る。	平成元年 7月12日決定

ウ 道 路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 11 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間
1	貝殻山線	起点—岡山県岡山市 (小串・国立公園境界) 終点—岡山県岡山市 (飽浦・国立公園境界) 終点—岡山県玉野市 (上山坂・国立公園境界)
2	金甲山線	起点—岡山県岡山市 (飽浦・国立公園境界) 終点—岡山県岡山市 (金甲山山頂)
3	由加山線	起点—岡山県倉敷市 (児島由加・国立公園境界) 終点—岡山県倉敷市 (児島由加・国立公園境界)
4	下津井線	起点—岡山県倉敷市 (大島・国立公園境界) 終点—岡山県倉敷市 (下津井田之浦・国立公園境界)
5	出崎線	起点—岡山県玉野市 (沼・国立公園境界) 終点—岡山県玉野市 (出崎)
6	王子ヶ岳 山上線	起点—岡山県玉野市 (渋川・車道分岐点) 終点—岡山県倉敷市 (児島唐琴・国立公園境界)
7	王子ヶ岳 山麓線	起点—岡山県玉野市 (渋川・国立公園境界) 終点—岡山県倉敷市 (児島唐琴・国立公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
八丈岩 貝殻山 長谷池	貝殻山一帯を利用するための車道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定
金甲山	金甲山を利用するための車道で、整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
由加山	由加山一帯を利用するための車道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定
鷺羽山	鷺羽山地域を利用するための車道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定
出崎	出崎地域を利用するための車道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定
新割山	王子が岳一帯を利用するための車道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定
王子が岳山麓	王子が岳山麓を利用するための車道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表12：道路(歩道)表)

番号	路線名	区間
1	阿津北方線	起点－岡山県岡山市 (阿津・国立公園境界) 終点－岡山県玉野市 (北方・国立公園境界)
2	宮浦長谷線	起点－岡山県岡山市 (宮浦・国立公園境界) 終点－岡山県玉野市 (上山坂・国立公園境界)
3	貝殻山金山線	起点－岡山県岡山市 (小串・国立公園境界) 終点－岡山県岡山市 (飽浦・国立公園境界) 終点－岡山県玉野市 (波知・国立公園境界)
4	由加登山線	起点－岡山県倉敷市 (児島由加・国立公園境界) 終点－岡山県倉敷市 (児島由加・国立公園境界)
5	龍王登山線	起点－岡山県倉敷市 (児島通生・国立公園境界) 終点－岡山県倉敷市 (児島赤崎・国立公園境界)
6	鷲羽山登線	起点－岡山県倉敷市 (下津井田之浦・国立公園境界) 終点－岡山県倉敷市 (大浜海岸)
7	出崎周廻線	起点－岡山県玉野市 (出崎) 終点－岡山県玉野市 (後閑・国立公園境界)
8	十禅寺登線	起点－岡山県玉野市 (田井・国立公園境界) 終点－岡山県玉野市 (十禅寺山)
9	王子が岳北周廻線	起点－岡山県玉野市 (渋川・国立公園境界) 終点－岡山県玉野市 (相引池)
10	王子が岳線	起点－岡山県玉野市 (渋川) 終点－岡山県倉敷市 (児島唐琴・国立公園境界) 終点－岡山県倉敷市 (国民宿舎王子が岳)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
畑山峠	貝殻山へ登る登山歩道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定
虎口池	貝殻山へ登る登山歩道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定
八丈岩山 貝殻山 金甲山	貝殻山から金甲山を縦走する登山歩道で、改良を図る。	平成元年 7月12日決定
由加山	由加山をめぐる探勝歩道で整備済みである。	平成元年 7月12日決定
龍王山	龍王山の登山歩道として整備を図る。	平成元年 7月12日決定
鷲羽山	鷲羽山をめぐる探勝歩道として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
出崎山麓	出崎半島をめぐる探勝歩道として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
十禅寺山	十禅寺山への登山歩道として整備する。	平成元年 7月12日決定
馬ノ子池	王子が岳の北側を周廻する登山歩道として整備する。	平成元年 7月12日決定
新割山	王子が岳への登山歩道として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定

番号	路線名	区 間
11	青佐登山線	起点－岡山県笠岡市 (大島中・国立公園境界) 終点－岡山県浅口郡寄島町 (青佐・国立公園境界)
12	御嶽登山線	起点－岡山県笠岡市 (西大島・国立公園境界) 終点－岡山県笠岡市 (大島中・国立公園境界)
13	高 島 線	起点－岡山県笠岡市 (高島) 終点－岡山県笠岡市 (高島)
14	白石島線	起点－岡山県笠岡市 (白石島) 終点－岡山県笠岡市 (白石島)
15	夕立受山線	起点－岡山県備前市 (穂浪・国立公園境界) 終点－岡山県玉野市 (穂浪・国立公園境界)
16	鹿久居島線	起点－岡山県和気郡日生町 (鹿久居島) 終点－岡山県和気郡日生町 (鹿久居島) 終点－岡山県和気郡日生町 (鹿久居島・国立公園境界)
17	大多府島線	起点－岡山県和気郡日生町 (大多府島) 終点－岡山県和気郡日生町 (大多府島)
18	牛窓蕪崎 海岸線	起点－岡山県邑久郡牛窓町 (牛窓・国立公園境界) 終点－岡山県邑久郡牛窓町 (蕪崎)
19	前 島 線	起点－岡山県邑久郡牛窓町 (前島) 終点－岡山県邑久郡牛窓町 (前島)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
青佐山	青佐山への登山歩道として整備する。	平成元年 7月12日決定
御嶽山	御嶽山への登山歩道として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
	高島をめぐる探勝歩道として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
白石公園 神龍寺	白石島をめぐる探勝歩道として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
夕立受山	夕立受山への登山歩道として整備改良を図る。	平成元年 7月12日決定
	鹿久居島をめぐる探勝歩道として整備を図る。	平成元年 7月12日決定
	大多府島をめぐる探勝歩道として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
	牛窓の海岸部をめぐる探勝歩道として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
	前島をめぐる探勝歩道として整備を図る。	平成元年 7月12日決定

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 13 : 運輸施設表)

番号	種 類	位 置
1	係留施設	岡山県岡山市宮浦 (高 島)
2	係留施設	岡山県倉敷市下津井 (鷺羽山)
3	係留施設	岡山県倉敷市下津井 (釜 島)
4	係留施設	岡山県倉敷市下津井 (六口島)
5	係留施設	岡山県玉野市沼 (出 崎)
6	係留施設	岡山県和気郡日生町日生 (鹿久居島中央部)
7	係留施設	岡山県和気郡日生町日生 (鹿久居島西部)

整備方針	旧計画との関係
観光船の係留施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
観光船の係留施設として改良を図る。	平成元年 7月12日決定
観光船及び小型船の係留施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
観光船及び小型船の係留施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
観光船及び小型船の係留施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
小型船の係留施設として整備する。	平成元年 7月12日決定
小型船の係留施設として整備する。	平成元年 7月12日決定